

中小企業者等テナント家賃支援金の創設について

新型コロナウイルス感染症を契機とした5月の緊急事態宣言の延長・解除後も、売上減の影響が大きい中小企業者等に対するテナント家賃支援金を創設します。

補正額 2億4969万円

■目的：新型コロナウイルス感染症を契機とした5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、国は家賃等の負担軽減として家賃支援給付金事業を実施する。本市では、近隣市に比べ相対的に地価が高く（地価公示価格より）、これに伴い家賃も高い傾向にあるため、高額の家賃を支払う事業者で緊急事態宣言の延長・解除後も、売上減の影響が大きい事業者に対する家賃負担の軽減を目的として、本事業を実施する。

■内容

国の家賃支援給付金の支給に加え、以下のとおり市独自で上乗せ支給を行う（一括支給）。

	月額家賃	支援金額	支援金の上限	最大支援額
個人事業主	37万5千円を超える	37万5千円を超えた支払い月額家賃の1/3に相当する金額まで	最大10万円/月まで	60万円（10万円×6カ月）
中小企業者等	75万円を超える	75万円を超えた支払い月額家賃の1/3に相当する金額まで		

■対象

以下の(1)から(6)までのすべてに該当する事業者

- (1) 中小企業者、小規模企業者または個人事業主であること
- (2) 国の家賃支援給付金の支給対象であり、国が支給決定していること（中堅企業を除く）
- (3) 事業者自らの事業のために使用・収益する土地・建物を、市内で賃借していること
- (4) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有するものでないこと
- (5) 法令を遵守した事業を行っていること
- (6) 市税の滞納がないこと（令和2年度課税の徴収猶予が適用されている場合は除く）

※ 武蔵野市商店会活性化出店支援金との併給は不可とする

■申請期間（予定）

令和2年8月17日（月）から令和3年1月29日（金）まで

ただし、国の家賃支援給付金及び東京都の家賃支援施策等を踏まえ、最終決定する。

■申請方法

- ・産業振興課窓口、市政センター及び商工会議所等でパンフレット・申請書を配布。
- ・申請者は、申請書に必要書類一式を添えて、原則、郵送にて市に送付する。

■問い合わせ

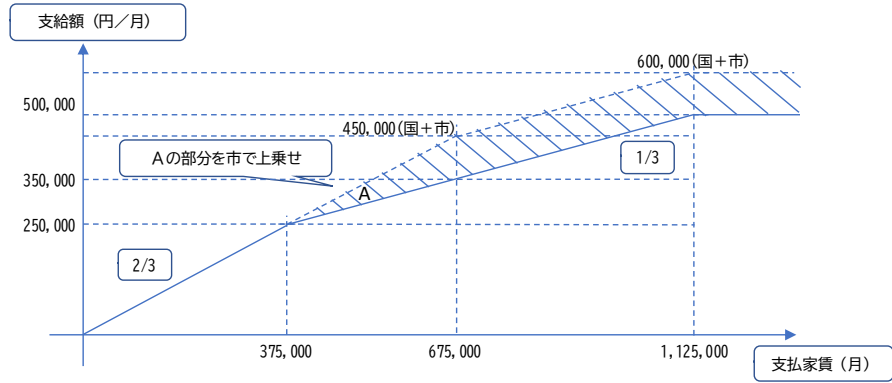
市民部産業振興課

0422-60-1832

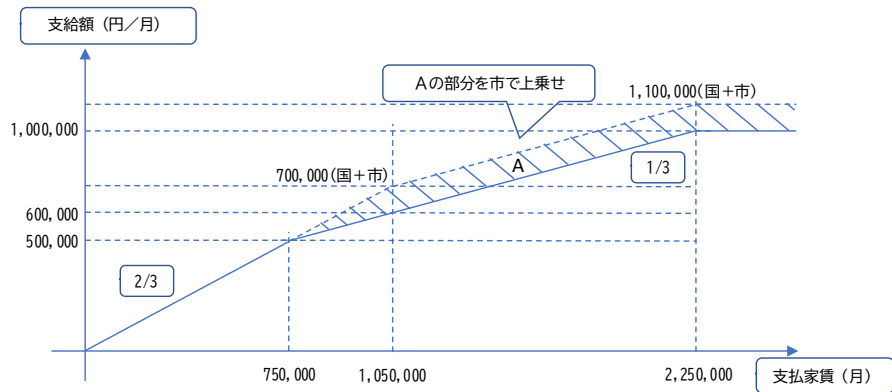
《裏面あり》

●家賃支援給付金の支給イメージ図

【個人事業主】

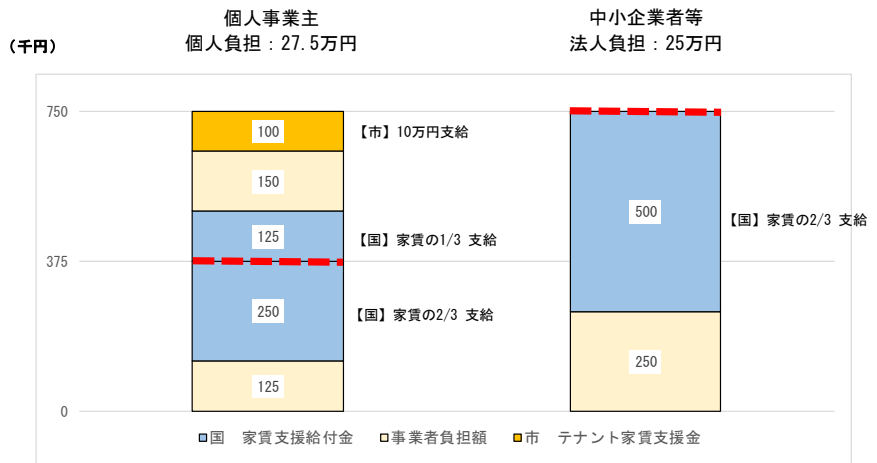


【中小企業者等】



●国と本市の支援による事業者負担イメージ図

【例 家賃 75 万円/月】



【例 家賃 105 万円/月】

